

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	R4.2.7
作成	H25-12-26

検討課題	33	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方		
区分	IV - B			
関連条例内容	<p>(条例の検証及び見直し手続)</p> <p>第25条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。</p>			
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証委員会の設置について 			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第23条に規定された条例の検証及び見直しを進めるために検証する機関など特に規定したものはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の目的が達成されているか検証し、適切な措置が講ぜられるよう答申なども依頼できる第三者機関的な検証委員会の設置についての検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の検証及び見直しの進め方について協議。なお、条例の検証及び見直しを行う中で、必要であれば有権者に意見を求めるものの、第三者機関的な検証委員会の設置までは行わないこととする。また、本カルテは廃止し、検討課題31のカルテに統合することを確認。(令和4年2月7日 議会改革推進会議検討部会) 	